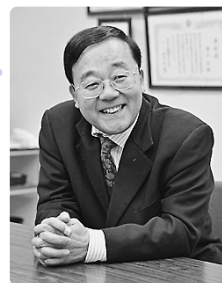


電子帳簿保存法改正についてのQ&A

税理士 奥山 享



今年度の第2号で「電子帳簿保存法とは?」を紹介しました。その際あった疑問点を奥山税理士に質問したものをまとめました。

Q 1 今は、紙の請求書しか取引がありません。電子帳簿保存法は、猶予期間が2年あるようであるが、対応をどうしたらよいですか。

A まずは、令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして紙で保存し、税務調査の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません(事前申請等は不要です)。そして、令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備を行っておく必要があります。

次に、電子保存が義務化される「電子データでやりとりした取引の書類の電子データ保存」の対策が必要です。はじめに社内の電子取引の把握をしましょう。取引書類や授受方法(PDF・EDI・クラウドサービス等)、取引件数を確認してみてください。その後、電子データの保存方法及び保存場所の確認をしましょう。

Q 2 電子保存の対象書類になるのはどのような書類ですか。

A 電子保存が認められる帳簿とは自己がコンピュータを使用して作成する帳簿です。

Q 3 電子取引データの保存の仕方を教えてください。

A 電子取引データ保存の仕方は、①データの改ざん防止のための措置をとること、②「日付・金額・取引先」で検索できるようにすること、③ディスプレイ・プリンターなどを備え付けることが必要です。

Q 4 スキャナ保存を適用している場合、スキャナで読み取った後、国税関係書類の書面(紙)は、即時に廃棄しても問題ないでしょうか。

A 令和4年1月1日以後に保存を行う国税関係書類については、下記の(※)〈電磁的記録と合わせて国税関係書類の書面(紙)を保存する必要がある場合〉を除いて、スキャナで読み取り、最低限の同等確認(電磁的記録の記録事項と書面の記載事項とを比較し、同等であることを確認(折れ曲がり等がないかも含む)することをいいます)を行った後であれば、即時に廃棄して差し支えありません。

(※)〈電磁的記録と合わせて国税関係書類の書面(紙)を保存する必要がある場合〉とは、①入力期間を経過した場合と②備え付けられているプリンタの最大出力より大きい書類を読み取った場合をいいます。